

令和4年3月28日

事業主様
健保事務ご担当者様

中部アイティ産業健康保険組合

資格取得届等の届出について

平素は、当健康保険組合の事務運営につきまして、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、4月は新規採用・転職等による被保険者様、被扶養者様の資格の異動が多い時期となります。

マイナンバーカードを保険証として利用する際に、一部の保険医療機関等では、健保組合等により登録された健康保険の資格情報をオンラインで確認しますが、異動先加入者情報の登録が行われるまで確認することができません。そのため、資格情報に誤りや不備があった場合、医療機関等の窓口での対応における待ち時間やトラブル発生の原因となります。

資格の異動に伴う届出（資格取得届・資格喪失届・被扶養者（異動）届）は、事実があった日から5日以内にお届出いただくこととなっております。

被保険者様、被扶養者様の資格の異動につきまして、誤りなく速やかに届出いただきますようお願いいたしますとともに加入者様へのご周知をお願いいたします。